

岩手県告示第 8 6 5 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 5 第 1 項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）のすべてを確知することができないので、法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定により次のとおり告示する。

平成 15 年 11 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 講ずべき措置の内容 二戸市上斗米字小端地内において、法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準及び法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（以下「処理基準」という。）によらずに埋立処分され、又は放置された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物並びにこれらにより汚染された土壌を撤去するとともに、処理基準に従い処理すること。
- 2 措置の期限 平成 15 年 11 月 24 日
- 3 岩手県知事による措置等 処分者等が 2 の期限までに 1 の措置を講じないときは、岩手県知事が、法第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づき当該措置を講じ、及び同条第 2 項の規定に基づき処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。